

## 重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査対象工事、その他これらに類する工事については、検査（確認を含む）の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後速やかに工事担当課長が重点監督の適用を定めるものとする。

### イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・ 技術活用パイロット工事

### ロ 施工条件が厳しい工事

- ・ 鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
- ・ 掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・ 鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・ 砂防ダム（堤体高30m以上）
- ・ 軟弱地盤上での構造物
- ・ 場所打ちPC橋
- ・ 共司溝工事
- ・ ハイピア（躯体高30m以上）

### ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

### ニ その他

- ・ 低入札価格調査対象工事
- ・ 特に、必要と認めた工事